

川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の概要

行政委員会の委員等の月額報酬について、職務を遂行できなかった日がある場合に、日割りにより月額報酬を減額できる規定の整備を行うもの

2 改正理由

杉並区選挙管理委員会の委員の月額報酬に係る訴訟の判決及び最高裁決定において、杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定が、月の全て又は大部分において職務を遂行することができなかった場合にも一律に報酬の全額が支給されることになるものであることについて、地方自治法第203条の2第2項の規定に違反し無効である旨判断されたため

※地方自治法第203条の2（抜粋）

203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

3 施行日

平成29年4月1日

1 改正の経緯

- 東京都杉並区の選挙管理委員会の委員が、平成 22 年 5 月 8 日以降は疾病により勤務実態がなかったが、同年 5 月 1 日から同年 10 月 25 日までの期間を含む各月において、条例の規定に基づき月額報酬の支給を受けた。
- 上記事項について、条例が違法・無効か、また報酬の支給が違法・無効かが裁判で争われた。
- 平成 25 年 10 月 16 日東京地裁判決
 - ・月額報酬を定める条例の規定自体は違法ではあるとはいえないが、一律に月額報酬の全額を支給するものとする限りにおいて、議会の裁量権の範囲を超えるものとして、地方自治法の規定に違反し無効である。
 - ・その結果本件報酬の支給は、条例に基づかずにされたものといわざるを得ず、無効である。
- 平成 26 年 4 月 24 日東京高裁判決
 - ・控訴棄却
- 平成 27 年 11 月 18 日最高裁第二小法廷決定
 - ・上告不受理